

前	五五	一〇五	一〇五
第一章	一〇五	一〇五	一〇五
第二章	一〇五	一〇五	一〇五
第三章	一〇五	一〇五	一〇五
第四章	一〇五	一〇五	一〇五
第五章	一〇五	一〇五	一〇五

大阪聯合會規約

第一章 總則

第一條 本會は日本労働組合總聯合会大阪聯合会と稱し本部を大阪市に置く

第二條 本會は大阪地方に於ける日本労働組合總聯合会加盟組合を以て組織し、その他

域は大阪聯合会代議員會の決定に依る

第三條 本會は日本労働組合總聯合会の主義綱領を貫徹するを以て目的とする

第二章 機関

第四條 本會は左の機關を置く

- 一、 大會
- 二、 代議員會
- 三、 執行委員會
- 四、 常任執行委員會
- 五、 専門部會
- 六、 總務委員會

第五條 大會は毎年一回代議員會の提議を経て會長を召集する